

※こちらに掲載している情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または延期となる場合があります。

市議会からのお知らせ

3月定例会の開催日程(予定)

2月24日(水)～3月23日(火)の会期予定です。

期日	日程	ケーブルテレビ 中継放映予定	インターネット 配信予定
2月24日(水)	本会議 (市長施政方針演説、 議案説明など)	○	○
3月 5日(金)	本会議(一般質問)	○	○
8日(月)	本会議(一般質問)	○	○
10日(水)	本会議(議案質疑)	—	○
15日(月)	行財政委員会	—	○
16日(火)	行財政委員会	—	○
23日(火)	本会議 (委員長報告・討論・採決)	—	○

～ケーブルテレビ中継～
 午前10時～会議終了まで(録画放映は当日午後7時～予定)
 ～インターネット配信～
 開催後、おおよそ7日後より配信予定

※日程および放映は、変更になる場合がありますので、ご了承ください。
 ※傍聴は、人数に制限はありますが、本会議のみ可能となっております。

問 市役所議会事務局(内線 513)

♡ 寄 付 ♡

弥富市に
 ▼伊藤英明 様 金50,000円
 ▼匿名 様 金50,000円

社会福祉協議会に
 ▼匿名 様 金50,000円
 ▼海野寿美 様 金1,000円

チャレンジハウス弥富に
 ▼弥富市商工会女性部 様 お菓子17個
 ▼北地区民生・児童委員協議会 様 お菓子17個袋詰め
 ▼チャレンジハウス弥富ボランティア 様 クリスマスプレゼント
 ▼イオンビッグ(株)ザ・ビッグエクストラ弥富店 様 飲料・お菓子・文房具
 ▼猪岡輝子と家族有志 様 お菓子詰め合わせ

地域活動支援センター十四山に
 ▼東地区民生・児童委員協議会 様 りんご1箱

以上のおとりご寄付いただき
 ありがとうございます。

「地域づくり補助金」説明会のご案内

市をもっと魅力的なまちにするため、地域の中でさまざまな活動をしている方々がいらっしゃいます。
 このたび、補助金制度の説明や、活用団体の報告を行います。
 新しいことにチャレンジしたい方、活動の輪を広げたい方、ぜひお越しください。

地域づくり補助金とは・・・

地域の活性化と市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、地域づくりを自主的かつ主体的に行う公益的なコミュニティ活動に対して、その経費の一部を補助します。

🕒 **と き** 2月27日(土) 午後3時～4時(予定)

📍 **と ころ** 十四山スポーツセンター 第2アリーナ

📄 **内 容** 補助金の概要説明、コロナ禍における活動について、活用団体の活動報告、個別相談

📄 **申込方法** 2月22日(月)までに市役所市民協働課へ申込書(窓口、市ホームページで入手)を直接持参いただくか、電話にて申し込みください。(要申込)

新しい活動に
 チャレンジして
 みませんか？



～新型コロナウイルス感染症の対策について～ 当日は、自宅で検温し体調確認の上、マスクの着用をお願いします。

申・問 市役所市民協働課(内線433)

高額医療・高額介護 合算療養費制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算療養費制度は「医療保険」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間(毎年8月から翌年7月末)に支払った各保険制度の自己負担額の合計が次表の限度額を超えた場合、支給申請をすることにより、その超えた額が支給されるものです。



▼申請方法

- 令和2年7月31日現在で国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入していた場合
 …支給対象となる方にはお知らせを送付しますので、市役所保険年金課で手続きしてください。
 ※期間内に保険を変更した方などには、お知らせを送付できない場合がありますので、対象になると思う方は市役所保険年金課へ問い合わせてください。
- 令和2年7月31日現在で社会保険などの被用者保険に加入していた場合
 …加入していた被用者保険の担当窓口へ問い合わせてください。

合算した場合の世帯負担上限額

■70歳未満の方のいる世帯(国民健康保険と介護保険の両方に利用者負担がある世帯が対象)

	所得区分	限度額
住民税課税世帯	基礎控除後の所得901万円超	212万円
	基礎控除後の所得600万円超901万円以下	141万円
	基礎控除後の所得210万円超600万円以下	67万円
	基礎控除後の所得210万円以下	60万円
	住民税非課税世帯	34万円

- 基礎控除額は33万円になります。
- 医療保険の自己負担額は、医療機関ごとに1か月21,000円以上のもののみを合算の対象とします。

■70歳以上75歳未満の方(国民健康保険+介護保険) ■75歳以上の方(後期高齢者医療制度+介護保険)

	所得区分	限度額
70歳以上75歳未満の方	現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
	現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
75歳以上の方	一般(課税所得145万円未満等)	56万円
	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

- 低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。
- 高額療養費や高額介護(予防)サービス費に相当する額は、計算対象の自己負担額から除きます。
- 入院したときに、医療費の自己負担額以外に負担された食事代や差額ベッド代等は対象外となります。

問 市役所保険年金課 (内線122・123・126)